ロ　技能実習生の受入れを予定する実習実施機関においては、技能実習生と雇用関係に入るものであることから、あらかじめ当該事業場の労働組合等と技能実習制度に関して協議することが望ましい。

5　技能実習の実施に関し留意すべき事項

⑴　技能実習２号への移行を予定する場合の技能実習計画の作成

イ　監理団体及び実習実施機関（企業単独型にあっては実習実施機関）は、技能実習２号への移行を予定する技能実習生が技能実習１号及び技能実習２号の期間全体を通じて効果的な技能の修得が図られるよう技能実習計画を策定しなければならない。同計画の策定に当たっては、各段階の到達目標及び実習内容を具体的に明記するとともに、到達目標が達成されたことを確認するため、各年毎の技能検定等の受験など、修得した技能を評価する時期及び方法を明記する必要がある。

ロ　技能実習１号の期間の計画については、入国当初の講習と併せて技能検定基礎２級に相当する技能等が適切に修得できるよう作成するものとし、特に、安全衛生に関する技能等の修得について十分配慮されたものとする必要がある。

ハ　技能実習２号の期間の計画は、技能実習１号で修得した技能等をさらに向上させ、技能実習２号を開始した日から１年を経過した日においては技能検定基礎１級に相当する技能等、２年を経過した日においては技能検定３級に相当する技能等が適切に修得できるものとすること。

ニ　技能実習計画には、移行対象職種・作業の技能検定等において評価される技能等に加えて、当該移行対象職種・作業に従事する日本人労働者が通常従事するものとして関連する技能等を修得することを当該計画に含むことを妨げない。この場合、関連する技能等の修得に充てる時間は、全体の計画時間のおおむね半分以下とする。

⑵　適正な雇用契約の締結

イ　実習実施機関は、雇用契約を入国前に締結し、団体監理型の雇用契約の始期については、監理団体が行う講習の終了後とする。

ロ　入国後のトラブル防止の観点から、実習実施機関は、技能実習生が雇用契約の内容を十分に理解できるようにするため、技能実習生の母国語によって作成した文書による雇用契約の締結その他必要な措置を講ずるものとする。

ハ　技能実習生に支払う賃金については、日本人が従事する場合に支払われる賃金と同等額以上の賃金を支払う必要がある。なお、技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生の技能修得意欲の向上が図られるよう配慮することが望ましい。

　また、実習実施機関又は監理団体が負担すべき費用を技能実習生に直接又は間接に負担させることはあってはならないものである。実習実施機関又は監理団体が負担すべき費用としては、講習や監査の実施費用、相談体制の構築等の監理に要する費用、技能検定に関する費用等の教育訓練に要する費用、技能実習終了時の帰国旅費等がある。

ニ　監理団体は、技能実習生と実習実施機関との労働関係に介入することとならないよう留意しつつ、生活管理、帰国担保及び技能実習計画に基づく実習の実施に関し、実習実施機関に対して必要な指導又は援助を行うものとする。

⑶　労働関係法令の適用等

　技能実習生には、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の労働者に係る諸法令が適用されることから、実習実施機関は、これを遵守する必要がある。

　特に、賃金については、最低賃金額以上の額を支払う必要があるほか、食費、寮費等を控除する場合には法令に則った労使協定の締結が必要である。

　また、この場合においても、控除する額は実費を超えてはならず、かつ、⑵のハのとおり、実習実施機関又は監理団体が負担すべき費用を「管理費」等の名目で不当に控除することはできない。

　さらに、技能実習生について適正に労働時間管理を行う必要があるほか、技能修得活動の一環としてやむを得ず時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労使協定の締結、割増賃金の支払い等法定の手続に則って行う必要がある。この場合においても、技能修得及び健康確保の観点から、恒常的な長時間労働とならないよう配慮する必要がある。

⑷　実習指導

　実習実施機関は、技能実習計画に基づき、定期的に技能実習生の技能等の修得状況を確認し、個々の技能実習生の習熟度に応じた適切な実習指導を行うよう努めるものとする。また、入管法等の規定により、実習実施機関に配置することとされている技能実習指導員については、対象技能等に係る公的な資格を取得する等その指導能力の向上に努めるものとする。

6　技能実習２号への移行

⑴　技能実習２号への移行を希望する技能実習生は、修得技能等について評価を受けなければならない。当該評価は、７に定めるところによる。監理団体又は実習実施機関は、技能実習２号の技能実習計画について評価を受けなければならない。当該評価は、技能実習１号での修得技能等の成果を踏まえたより実践的な技能等を修得する上での適合性の観点から、推進事業実施機関が行う。

⑵　在留資格変更の可否は、⑴の修得技能等の評価、技能実習計画の評価及び技能実習の実施状況を含む在留状況を考慮して、法務大臣により決定される。

　なお、法務省では、在留資格変更申請について、技能実習１号の期間満了のおおむね１箇月前までに行わせるよう取り扱うこととなっている。

⑶　技能実習２号への移行を希望する技能実習生は、原則として技能実習１号の期間が終了する４箇月前までに、推進事業実施機関に対し、氏名、性別、送出し国、修得を希望する移行対象職種・作業の種類、技能実習２号への移行のために受験を予定する検定・資格試験等、受験を希望する時期その他必要な事項を明らかにして修得技能等の評価を受けることを申し出るものとし、実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図って、その手続について必要な援助を行う。

⑷　実習実施機関は、自ら又は監理団体を経由して、在留資格の変更の許可を受けて技能実習２号に移行した者の氏名等を推進事業実施機関に報告するものとする。

⑸　予定されている技能実習２号の技能実習期間が１年を超える場合には、技能実習２号への移行後おおむね１年に達した時点において、技能実習の実施状況を含む在留状況を考慮して、法務大臣が在留期間更新の可否を決定する。

7　修得技能等の評価

⑴　修得技能等の評価システム等

イ　技能実習２号への移行に係る修得技能等の評価は、検定・資格試験等を実施している技能検定実施機関等（以下「公的評価機関」という。）の評価制度を踏まえた仕組みによる客観的かつ公正な評価に基づき、推進事業実施機関が行う。

ロ　推進事業実施機関の修得技能等の評価の基とする公的評価機関の評価制度の仕組み（以下「評価システム」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく技能検定及び２の⑶の規定により、認定されたものとする。

⑵　修得技能等の評価の受験手続等

イ　推進事業実施機関は、６の⑶の申し出があった場合は、技能実習の内容、受験を希望する検定・資格試験等、受験希望時期等に応じ、評価システムを運営する公的評価機関と調整の上、当該技能実習生に対し受験日等の連絡を行うものとする。

ロ　技能実習生は、検定・資格試験等を原則として技能実習１号の期間の４分の３程度を経過した後に受けるものとする。

ハ　技能実習生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る評価システムによる検定・資格試験等を受験するものとする。

　なお、在留資格の変更の申請前であれば、１回に限り再受験することができる。

ニ　実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図りつつ、技能実習生に対して検定・資格試験等の受験について必要な支援を行うものとする。

ホ　公的評価機関は、速やかに検定・資格試験等の結果を推進事業実施機関に対し通知するものとする。推進事業実施機関は、その結果を取りまとめ、法務省に報告するものとする。